


レーキライニング製造作業における石綿ばく露との因果関係を認めることが相当と判断する。」

きわめて道理にかなった判断と読むことができるのではないだろうか。

問題は、この事例で例示されるような、できる限りの可能な調査を尽くして救済するという姿勢をとるのか、本人の医学的資料が廃棄されてしまっていれば立証しようがないと不支給決定をして済みますのかという、姿勢の問題である。

厚生労働省においては(環境省や環境再生保全機構等においても)、本件を一個別事例に終

わらせずに、同様の姿勢で可能な調査を尽くして補償・救済につなげる。及び、認定基準の要件をこのようなかたちで類推適用することもできる立場を明確にして、周知すべきである。

同僚にブランクが見られる場合だけでなく、同僚ですでに石綿関連疾患の認定事例が出ていれば、当該作業が一定程度以上の石綿曝露作業であったことの証なのであって、このことを重視して、形式的な医学的要件を、しかもあくまで本人について求めるのではなく、補償・救済の道をひろげるべきだというのが  われわれの主張である。

## 病苦で「うつ病」から自殺

### 兵庫●石綿肺がん患者に労災認定

Nさんは、若い頃から建築物の解体やはつり作業に従事し、20台半ばからはN土建を立ち上げて一人親方として建築関係の仕事をしてきた。そのため石綿の吹き付けが行われている側所での作業や、吹き付け石綿建築物の解体作業にも従事した。

2003年の年末、咳が酷く血痰も出るようになり入院したところ、肺がんと診断された。手術を行い退院したが、生活のために無理をして働き始めた結果、2004年12月に再入院することとなった。

年末には退院し、抗がん剤治


療のため通院していたが、だんだんと自宅に閉じ籠るようになり、2005年3月末に自宅で自ら命を絶たれた。

ひょうご労働安全衛生センターの会員に紹介され、Nさんの奥さんが事務所に来られたのは、20068年の春だった。相談を受け、かつて一緒に仕事をされていた方から作業内容を聞き取り、神戸医療生協の松村医師にフィルムを診てもらおうと「石綿肺1型」との意見書をいただき、作業内容と従事期間そして医学的所見から石綿による肺がんであることを確信した。

Nさんが亡くなられる前の様子を奥さんに聞くと、「コタツに座り、一日中ボーッとテレビを見ている毎日でした。ずっとイライラしていた。私が話しかけると、すぐに怒りだすし嫌味を言うばかりでした。『座るのも痛い』というので、病院へ行こうと私が言うと、『痛い目をするだけ。治れへん』と言われてどうすることも出来ませんでした。だんだん食べなくなり、おかゆも食べられなくなっていきました」とのことであった。

昨年8月末、神戸西労働基準監督署に労災申請を行い、石綿による肺がんであるとの意見書と肺がんの悪化に伴う心理的負荷が原因とされる精神障害事案であるとの申立書を提出した。監督署の担当官は丁寧に調査を行い、通院していた病院の医師から受診の際のNさんの様子を聞き、奥さんが紹介した近所に住んでいる方からも自宅での様子について聞き取りをした。

そして今年5月末、石綿による肺がんであるとして休業・療養補償が認められ、自殺も肺がんの悪化に伴う心理的負荷による「うつ病」が原因であるとして葬祭料と遺族年金の支給決定通知が届いた。

自ら命を絶たざるを得なかったNさんの心境、その御主人を側で支えて来られた奥さんの心境は尋常ではなかったと思う。それでも、労災の申請作業を通じてご主人の死と向き合ってきた奥さんに、笑顔が戻った事  が何よりだと思っている。(ひょうご労働安全衛生センター)

付を受けた従業員又は遺族に対し『特別援護金』が支給される。しかし、2006年3月14日以降、各保険会社は石綿による疾病は、因果関係の立証難しいことや、石綿リスクの適正な料率算出が不可能との理由から、契約の対象外とした。

全駐労は、引き続き労使交渉を重ね、特別援護金制度に代わる制度の確立を目指し、裁判においてはアスベスト・じん肺被災者救済基金傘下の諸団体とともに裁判勝利するまで全力



で支援していく。  
(全駐労横須賀支部)

ンプ端慶覧と陸軍リーファーで、空調設備や家庭用冷蔵庫の修理等に従事していた。このうち空調設備の修理や点検作業に従事した1972年～77年は、同僚の証言でも冷蔵庫やクーラーにアスベストが使われていたことがわかっている。少なくとも5年間は石綿曝露作業に従事している。この修理・点検作業は、米軍基地基地の中でもアスベスト対策が遅れていた職種であり、横須賀基地では同職種の現役従業員に中皮腫という深刻な被害が出ている。沖縄の基地でも同様の被害が出ることが予想される。

日米地位協定による損害賠償請求は、横須賀では裁判に拠らない補償制度として定着しているが、沖縄でも早期に認められることを望みたい。



## 日米地位協定で損賠請求

### 沖縄●基地労働者遺族が沖縄防衛施設局に

6月21日、石綿肺で亡くなった沖縄の元基地労働者の遺族が、那覇防衛施設局に対し、日米地位協定に基づく損害賠償請求(遺失利益や慰謝料など総計4,000万円)を行った。アスベスト肺がんで亡くなった安谷屋昇氏の遺族に続き、沖縄では2人目の請求である。

故Hさんは、キャンプ端慶覧などでボイラーや空調設備の修理・点検作業に従事し、2004年に蜂巢状肺と言われる重度の石綿肺で死亡、2006年8月に労災認定された。請求には、遺族(妻)のSさんと2人の娘さん、代理人の古川武志弁護士その他、全駐労沖縄地区本部、沖縄労働安全衛生センター、神奈川労災職業病センター、離職者対策センターが同席した。那覇防衛施設局側は立津長一業務課長らに対応した。

この請求において問題になると思われる点は、沖縄の本土復

婦(1972年)後の故Hさん職歴に、石綿曝露作業があったかどうかという点だ。損害賠償の請求権が生じるのは、日米地位協定が沖縄に適用される復帰後である。故Hさんは、1972年からキャ

## 旧国鉄大船工場で5人目

### 神奈川●中皮腫で業務災害認定

旧国鉄大船工場で電車等の改造作業に従事し、石綿に曝露したことが原因で胸膜中皮腫を発症し死亡した故伊藤岩二さんに、7月30日付けで独立法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業本部から業務災害認定の通知が届いた。同工場では故加藤進さん(2005年4月号66頁参照)をはじめ、中皮腫で5人目の認定。

神奈川労災職業病センターに相談があったのは、2年前のクボタ・ショック直後のホットラインで、伊藤さんの兄の与一さん(秋田県在住)からだった。しかし、伊藤さんが亡くなった1996年4月当時はアスベスト救済法施行前であり、死亡後5年の時効が過ぎていたので業務災害の申請ができなかった。その後、国鉄清算事業本部が、アスベスト救済法に準